

住 安 第 3 1 2 6 号
令和 7 年 2 月 14 日

関係団体 各位

静岡県くらし・環境部
建築住宅局建築安全推進課長

静岡県建築基準条例第10条の2第1項に規定する知事が定める基準
の一部改正について（周知）

平素より県の建築行政の推進に御協力いただきありがとうございます。

このことについて、令和7年2月7日付け静岡県告示第67号により、別添告示のとおり改正いたしましたのでお知らせいたします。

貴団体におかれましては、会員各位へも周知いただけますと幸いです。

なお、別添チラシに記載のあるとおり、本改正の施行までに追加で改正が生じる予定であることを申し添えます。

担 当 建築確認検査班

電話番号 054-221-3075

メー ル kenkaku@pref.shizuoka.lg.jp